

対策区分	対策方針	対策要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例		
AT	侵害対策	通信回線対策	通信経路の分離	A or F	不正行為の影響範囲を限定的にするため、業務に応じて通信経路（ネットワーク）の分離を行うこと。	・ネットワークを情報の管理体制が異なる（情報の共有があってはならない）複数部署で共用する場合、あるいは利用部署が多岐に渡り統制が取りづらい場合等では、不正アクセス等の危険性が高まるため、「高位」の実施レベルが必要となる可能性がある。 ・分離の方法によってはコストが高まることから、「(A) アクセス・利用制限」等の他の対策を行い、本対策は「中位」に留める方法が考えられる。 ・「高位」であっても、情報システムの運用又は管理に用いる通信経路（ネットワーク）のみ分離するに留める方法が考えられる。	・仕様書記載例をそのまま調達仕様書に記載する場合、提案によっては多大な費用を要する場合があるため、分離の条件（分離単位、分離方法等）をできるだけ具体的に記載すること。	低位	通信回線を介して情報の管理ポリシーの異なる外部からのアクセスによって、情報窃取等の不正行為が行われる。	通信回線を介して外部からアクセス可能な機器等が仮に乗っ取られたとしても内部ネットワークの他の機器等に被害が及ぶ可能性を低くすることができる。	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、 外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離すること。	・DMZの構築による外部アクセス向けネットワークの分離	
								中位	なんらかの高度な攻撃手法、あるいは内部関係者によって、内部ネットワークの機器等に不正行為が行われる。	内部ネットワークの機器等に対する不正行為の影響範囲をネットワークの一部に限定することができる。	不正の防止及び発生時の影響範囲を限定するため、外部との通信を行うサーバ装置及び通信回線装置のネットワークと、内部のサーバ装置、端末等のネットワークを通信回線上で分離するとともに、業務目的、所属部署等の 情報の整理体制に応じて内部のネットワークを通信回線上で分離すること。	・VLAN、専用回線等による提供サービス、利用目的、部署等に応じたネットワークの分離 ・重要な情報を保有するサーバ装置等のネットワークと他のネットワークの分離とアクセス制御 ・情報システムの運用または管理に用いる専用ネットワークの構築 ・VPN、無線LAN、公衆電話網を介したアクセスが可能なネットワークの制限	
								高位					
								低位					
								中位	通信プロトコルの脆弱性やサーバ装置等脆弱な通信プロトコルや不要な通信プロトコルの利用を制限することで、不正行為が行われる可能性を低減することができる。	通信回線を介した不正を防止するため、不正アクセス及び許可されていない通信プロトコルを 通信回線上にて遮断 する機能を備えること。	・ファイアウォール、WAF、リバースプロキシ等による通信制御 ・通信回線装置による特定の通信プロトコルの利用制限 ・IDS/IPSによる不正アクセスの検知・遮断 ・UTM（統合脅威管理）の導入 ・サーバ装置による不要な通信プロトコルの停止 ・サーバ装置による不正なメールの検疫及び中継の遮断		
								高位	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	
								低位					
								中位	利用者が気づかぬまま、偽の情報システムにアクセスしてしまい、個人情報等の保護すべき情報が漏えいしてしまう。	利用者は、情報システムの利用時にアクセス先の正当性を確認することができる。	情報システムのなりすましを防止するために、 サーバの正当性を確認できる機能 を備えること。	・SSL/TLSによるサーバの認証 ・政府ドメイン名（.go.jpで終わるドメイン名）の利用 ・検索エンジン最適化措置（SEO対策）の実施 ・送信ドメイン認証（SPF等）による不正なメール受信の遮断	
								高位	許可されていない機器等（端末、サーバ装置、通信回線装置等）がネットワークに接続されることによって、情報窃取等が行われる。	情報システムに対してアクセス可能な機器等を正当なものにのみ制限できる。	情報システムのなりすましを防止するために、サーバの正当性を確認できる機能を備えるとともに、許可されていない端末、サーバ装置、通信回線装置等の 接続を防止 する機能を備えること。	・情報システムの機器番号等による接続機器の識別 ・クライアント証明書による接続機器の認証 ・無線LANの認証プロトコル、IPSec、IEEE 802.1x、等 ・送信ドメイン認証（SPF、DKIM、DMARC等）による不正なメール受信の遮断	
								低位					
								中位	大量のアクセス等によってサービス提供が不能な状態または困難な状態に陥る。	情報システムに対するDDoS攻撃による被害を抑制することができる。	サービスの継続性を確保するため、 構成機器が備えるサービス停止の脅威の軽減に有効な機能を活用 して情報システムを構築すること。	・機器等の通信機能の設定の最適化（パケットフィルタリング、タイムアウト時間の短縮等）	
								高位	構成機器の設定程度では対処困難な攻撃によって、サービス提供が不能な状態または困難な状態に陥る。	情報システムに対する広範囲かつ多様なDDoS攻撃に対処可能になる。	サービスの継続性を確保するため、情報システムへの負荷がしきい値を超えた場合に、通信遮断や処理量の抑制等によって サービス停止の脅威を軽減 する機能を備えること。	・負荷分散装置による処理性能の確保 ・代替となる機器等の設置 ・サービス不能化攻撃の元アドレス及び通信パケットの特徴に基づく通信の制限又は遮断 ・通信回線装置及び通信回線において、大量アクセス発生時に帯域を一時的に拡大 ・情報システムの管理に用いる端末、サーバ及び通信回線をサービス提供に用いるものと分離	
AT-2	不正プログラム対策	不正プログラムの感染防止	-	不正プログラムによる情報漏えい等の被害を防止するため、不正プログラムの感染防止の対策を行うこと。	(特になし)	(特になし)	低位	情報システムが不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）に感染し、情報漏えい等の被害を受ける。	不正プログラムの感染防止、感染時の被害拡大の防止が可能になる。	不正プログラム（ウイルス、ワーム、ボット等）による脅威に備えるため、想定される不正プログラムの感染経路の全てにおいて 感染を防止 する機能を備えるとともに、新たに発見される不正プログラムに対応するために 機能の更新 が可能であること。	・不正プログラム対策ソフトウェアの導入 ・不正プログラム検出用パターンファイル等の手動または自動更新 ・検査方式が異なる複数の不正プログラム対策ソフトウェアの導入 ・ふるまい検知型不正プログラム対策ソフトウェアの導入 ・検疫ネットワークの導入		
							中位	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)		
							高位	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)		
		不正プログラム対策の管理	A or B	不正プログラム対策の最新化を確実にするため、不正プログラムの対策状況を管理すること。	・情報システムを構成する各機器において不正プログラム対策機能の自動更新が可能である場合や、管理する機器が少なく更新漏れが発生する可能性が低い場合には、高位レベルの対策は必要性が低い。	(特になし)	低位						
							中位						
							高位	情報システムの一部の構成機器について、不正プログラム対策機能が最新化されていないことが原因で不正プログラムに感染してしまう。	情報システム全体について、不正プログラム対策機能の稼働状況を把握し、感染のおそれがある機器を検出し、改善できる。	システム全体として不正プログラムの感染防止機能を確実に動作させるため、当該機能の 動性状況及び更新状況を一元管理 する機能を備えること。	・情報システムを構成する各装置における不正プログラム対策ソフトウェアの統合管理機能		
AT-3	脆弱性対策	構築時の脆弱性対策	-	情報システムの脆弱性をついた攻撃を予め防ぐため、脆弱性の有無を確認し対処すること。	(特になし)	・脆弱性の有無の点検方法については、「対策の提案例」を参考にするなどして、最低限満たすことを求める条件を具体的に記載することが望ましい。	低位	開発時の脆弱性の混入、ソフトウェアの更新漏れ、設定誤り等によって安全でない状態で構築された情報システムに対して不正行為が行われる。	開発時や構築時の脆弱性の混入や残存を防ぎ、より安全な情報システムを調達することができる。	情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの脆弱性を悪用した不正を防止するため、 開発時及び構築時に脆弱性の有無を確認の上、運用上対処が必要な脆弱性は修正の上で納入 すること。	・コーディング規約によるセキュアコーディングの徹底 ・リリース済みのパッチの適用及びソフトウェアの最新化 ・利用するソフトウェアのサポート期間の考慮 ・不要なプログラムの実行の禁止 ・不要なサービス、機能等の停止 ・不要な通信の制限 ・IPv6を考慮した実装 ・ツール等によるサーバ装置、通信回線装置、ウェブアプリケーション、データベース管理システム等の脆弱性診断（内部検査又は第三者検査）の実施 ・WAF等によるSQLインジェクションの脆弱性対策		
							中位	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)		
							高位	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)		
		運用時の脆弱性対策	A	運用開始後に発見される脆弱性について、その改善を行うための対策を実施すること。	・管理すべきハードウェアやソフトウェアの数が多い場合、脆弱性の対処漏れが発生する可能性が高くなるため、中位レベルの対策が望ましい。 ・管理対象が少ない場合でも、使用しているハードウェアやソフトウェアの脆弱性の発見頻度が高い場合、あるいは取り扱う情報の重要度が高い場合には、中位レベルの対策によって脆弱性の対処漏れを防止すると良い。	(特になし)	低位	情報システムの運用開始後に発見された新たな脆弱性を利用して、不正行為が行われる。	情報システム全体の構成機器において、運用開始後に新たに発見される脆弱性についての対策が可能になる。	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの 更新を行う方法（手直し等） を備えること。	・情報システムを構成する各装置に対するパッチ適用、バージョンアップ及び管理方法の手順化 ・ツール等によるサーバ装置、通信回線装置、ウェブアプリケーション等の定期的な脆弱性診断（内部検査又は第三者検査）の実施		
							中位	情報システムの一部の構成機器について、新たに発見された脆弱性の対処が漏れたことが原因で、不正行為が行われる。	情報システム全体について、脆弱性の対処状況を把握し、悪用されるおそれがある脆弱性については漏れなく対処できる。	運用開始後、新たに発見される脆弱性を悪用した不正を防止するため、情報システムを構成するソフトウェア及びハードウェアの 更新を効率的に実施する機能 を備えるとともに、 情報システム全体の更新漏れを防止 する機能を備えること。	・情報システムを構成する各装置に対するパッチ適用、バージョンアップの更新機能の導入 ・情報システム全体の更新状況の一元管理		
							高位	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)	(1 同様)		

対策区分	対策方針	対策要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例	
PR データ保護	PR-1 機密性・完全性の確保	PR-1-1 通信経路上の盗聴防止	B or C	通信経路上に流れるデータが盗聴された場合でも影響を低減させるための措置を行うこと。	(特になし)	(特になし)	低位 中位 高位	通信回線上に流れるデータの盗聴によって、情報が窃取される。	通信回線の暗号化によって、仮に通信が盗聴されたとしても、意味のある情報が取得される可能性を低減できる。	通信回線に対する盗聴行為や利用者の不注意による情報の漏えいを防止するため、 通信回線を暗号化 する機能を備えること。暗号化の際に使用する暗号アルゴリズムについては、「電子政府推奨暗号リスト」を参照し決定すること。	・IPsecによるIPレベルでの暗号化 ・SSL-VPN等のVPNによる仮想的な専用回線での接続 ・SSL/TLSによるHTTP通信の暗号化 ・情報の暗号化を行う製品の導入 ・S/MIME等のセキュアメールシステム	
		PR-1-2 保存情報の機密性確保	B or C	保存されているデータの窃取を防止するため、システムが取り扱った場合の影響を低減させるための措置を行うこと。	・取り扱う情報の機密性の高さを考慮して、高度な攻撃手法により情報の保存場所に直接アクセスされ、情報が窃取される脅威や、内部犯行により情報が漏えいする脅威を想定する必要がある場合に高位の対策を講ずることが考えられる。 ・端末に保護すべき情報を保存する必要があり端末の利用環境が安全ではない(他人に操作される可能性がある)場合には、端末に保存する情報についても上記と同様の対策要件を定める必要がある。	・保護すべき情報の保存場所が複数想定される場合には、保存場所ごとに対策要件を定めること。	低位 中位 高位	情報にアクセスする必要の無い利用者がアクセスし、情報が窃取される。また、外部との接続のある情報システムにおいて、通信回線を介した外部からの不正アクセスによって情報が窃取される。	アクセス権に関する対策により情報にアクセスする必要の無い利用者が、アクセスすることを制限すること、また、外部との接続のある情報システムにおいては外部から直接アクセス可能な機器には保護すべき情報を保存しないことにより、不正アクセスによる情報漏えいの被害を抑制できる。	情報システムに蓄積された情報の窃取や漏えいを防止するため、 情報へのアクセスを制限 できる機能を備えること。また、外部との接続のある情報システムにおいて 保護すべき情報を利用者が直接アクセス可能な機器に保存しないこと 。	・情報へのアクセス権を制御する機能 ・情報を保存する機器の内部ネットワークへの設置	
		PR-1-3 保存情報の完全性確保	B or C	情報が不正に改ざんされることを防止するため、システムが取り扱う情報の完全性を確保すること。	・通信回線を流れる情報の完全性の確保についてはPR-1-1の対策要件でも効果があり、本対策の必要性は高くない。 ・サーバ機器、端末等に保存された情報の完全性の確保については、PR-1-2と同様に利用者の信用度、利用環境を考慮し、必要性が認められる場合にのみ高レベルの対策を採用すると良い。	(特になし)	(特になし)	低位 中位 高位	情報システムに不正アクセスし、情報システムが保存する情報が改ざんされる。	情報が改ざんされた場合にその事実を検知し、早期に対処することができる。	情報の改ざんや意図しない消去等のリスクを軽減するため、 情報の改ざんを検知 する機能又は 改ざんされていないことを証明 する機能を備えること。	・デジタル署名又はタイムスタンプ ・原本性保証システム ・S/MIME等のセキュアメールシステム
	PH 物理対策	PH-1 情報窃取・侵入対策	PH-1-1 情報の物理的保護	-	画面の盗み見や機器の盗難等を防止するための措置を講じること。	(特になし)	・仕様書記載例のままでは費用見積もりが困難であるため、提案例も参考にした上で仕様書記載例の【 】に条件をできるだけ具体的に記すこと。	低位 中位 高位	機器の盗難、ディスプレイの盗み見、許されていない持ち出し等の物理的な手段によって情報が窃取される。	物理的な手段による情報窃取の可能性を低減することができる。	情報の漏えいを防止するため、 【 】 等によって、 物理的な手段による情報窃取行為を防止・検知 するための機能を備えること。	・端末の離席対策(自動スクリーンロック等) ・端末のワイヤーロック ・施錠可能なサーバラックの採用 ・ディスプレイの盗み見防止フィルタ ・記憶装置のパスワードロック、暗号化 ・データ消去ソフトや物理的破壊等による情報の完全廃棄 ・携帯電話、メモリデバイス等の持ち込みの監視及び制限 ・物品持ち出し管理システム ・通信ケーブル及び通信回線装置の物理的保護(床下への埋設等) ・シンクライアントによる端末に情報を保存させない仕組み ・セキュアブラウザによる端末に情報を保存させない仕組み ・遠隔データ消去による盗難・紛失対策 ・テンペスト(電磁波盗聴)対策システム
			PH-1-2 侵入の物理的対策	-	情報システムの設置場所への不正侵入を防止するための措置を行うこと。	(特になし)	・仕様書記載例のままでは費用見積もりが困難であるため、提案例も参考にした上で条件をできるだけ具体的に記すこと。	低位 中位 高位	情報システムの設置場所に物理的な侵入を受け、保護すべき情報の窃取や削除・破壊等の被害を受ける。	情報システムの設置場所に対する物理的な侵入の防止及び検知が可能になり、侵入された場合にも早期対処が可能になる。	物理的な手段によるセキュリティ侵害に対抗するため、情報システムの構成装置(重要情報を扱う装置)については、 外部からの侵入対策が講じられた場所に設置 すること。	・入退室の制限及び記録 ・遠隔映像監視 ・侵入警報 ・所在表示の制限
		DA 障害対策(事業継続対応)	DA-1 構成管理	DA-1-1 システムの構成管理	B	必要な機器のみによって必要なサービスのみを提供するように情報システムの構成及び稼働状況の管理を行うこと。	(特になし)	(特になし)	低位 中位 高位	情報システムを構成するハードウェアやソフトウェア及びサービスの構成を正確に把握できず、侵害の原因究明や適切な対処が困難になる。	情報セキュリティインシデントの発生要因を減らすとともに、情報セキュリティインシデントの発生時には迅速に対処するため、構築時の情報システムの 構成(ハードウェア、ソフトウェア及びサービス構成に関する詳細情報) が記載された文書を提出するとともに、文書どおりの構成とすること。	・システム設計書等の文書による構成の定義 ・システム設計書等の文書によるサービス構成(端末やサーバ等の機器の不要な機能の停止又は制限等も含む)の定義
DA-2 可用性確保	DA-2-1 システムの可用性確保	-	システムの異常停止を防止するとともに障害時のシステムの迅速な復旧を行うこと。	(特になし)	・情報システムが扱う各業務の復旧時間について利用者への影響度合い等を考慮し、【 】の箇所に明記する必要がある。	低位 中位 高位	情報システムの異常停止、あるいは異常停止状態の長期化によって、サービスの利用者や提供者が損害を被る。	情報システムが異常停止した場合でも、復旧目標時間の範囲内で復旧できる可能性が高まる。	サービスの継続性を確保するため、情報システムの各業務の異常停止時間が 復旧目標時間 として【 】を超えることのない運用を可能とし、障害時には迅速な復旧を行う方法又は機能を備えること。	・装置及びネットワークの冗長化(ホストスタンバイ、コールドスタンバイ等) ・信頼性の高いハードウェア及びソフトウェアの採用 ・DNS等の基盤サービスの信頼性確保 ・オンライン又はオフラインバックアップ ・システムのリカバリ方法の手順化 ・災害時の対処方法の手順化		

対策区分	対策方針	対策要件の名称	判断条件 対応関係	目的	実施レベル選定の考え方	仕様書記載時の注意事項	実施 レベル	想定脅威	対策の効果	仕様記載例	対策の提案例	
SC	サブライ チェーン・リ スク対策	SC-1 情報システム の構築等の外 部委託におけ る対策	SC-1-1 委託先におい て不正プログ ラム等が組み 込まれること への対策	-	情報システムの構築等 の委託先における従業 員等の情報セキュリ ティ管理体制を確認す ることで、不正プログ ラム等が組み込まれた 情報システムが納入さ れないようにする。	(特になし)	・構築する情報システムが機密性の高い情 報を扱わず他の情報システムとも接続しな い場合等、情報漏えいリスク対策に高い水 準の要件を求める必要がない場合は、除外 することも考えられる。	低位	情報システムの構築を受託した事業者の 従業員が、情報システムへの侵入経路 (いわゆるバックドア)等の不正プログ ラム等を開発時に悪意を持って組み込む ことにより、情報システムの稼働開始後 に情報システムで取り扱われる情報を窃 取する。 再委託をすることにより、再委託先事 業者の従業員等が、情報システムへの侵入 経路(いわゆるバックドア)等の不正プ ログラム等を開発時に悪意を持って組み 込むことにより、情報システムの稼働開 始後に情報システムで取り扱われる情報 を窃取する。	情報システムの構築等の外部委託にお いて、構築する情報システムに意図せざ る変更が加えられないための十分な管理 体制が採られている事業者を選定条件と することで、情報窃取の可能性を低減す る。再委託先にも委託事業者と同様の管 理体制を求めることにより、再委託先か らの、情報窃取の可能性を低減する。	情報システムの構築において、 府省庁が意図し ない変更や機密情報の窃取等が行われないこと を保証する管理が、一貫した品質保証体制の下 でなされていること。当該品質保証体制を証明 する書類 (例えば、品質保証体制の責任者や各 担当者がアクセス可能な範囲等を示した管理体 制図)を提出すること。本調達に係る業務の遂 行における情報セキュリティ対策の履行状況 を確認するために、府省庁が情報セキュリ ティ監査を必要と判断した場合は、 受託者は情 報セキュリティ監査を受け入れること。 また、役務内容を一部再委託する場合は、再委 託されることにより生ずる脅威に対して、情報 セキュリティを確保すること。	・委託事業者の資本関係や役員等の情報を含めた基 本情報の提出 ・委託事業の実施場所の提示 ・委託事業従事者の所属、専門性、実績や国籍情報 を含めた体制図の提示 ・委託先における監査の受け入れの事前合意(契約 時) ・再委託先事業者の資本関係や役員等の情報を含め た基本情報の提出 ・再委託先委託事業の実施場所の提示 ・再委託先委託事業従事者の所属、専門性、実績や 国籍情報を含めた体制図の提示
								中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
								高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
	SC-2 機器等の調達 における対策	SC-2-1 調達する機器 等に不正プロ グラム等が組 み込まれるこ とへの対策	-	製造過程における情報 セキュリティ対策を確 認することで、不正プ ログラム等が組み込ま れた機器等が納入され ないようにする。	(特になし)	・機器を調達しない場合、調達する機器が 機密性の高い情報を扱う情報システムに接 続しない場合等、情報漏えいリスク対策に 高い水準の要件を求める必要がない場合 は、除外することも考えられる。	低位	機器の製造過程において、製造事業者の 従業員が、機器が構成する情報システム への侵入経路(いわゆるバックドア)等 の不正プログラム等を悪意を持って組み 込むことにより、情報システムの稼働開 始後に情報システムで取り扱われる情報 を窃取する。	製造機器等に不正な変更が加えられない よう努めている事業者から機器等を調達 することで、情報窃取の可能性低減す ることができる。	機器等の製造工程において、 府省庁が意図し ない変更が加えられないよう適切な措置がとられ ており、当該措置を継続的に実施しているこ と。 また、 当該措置の実施状況を証明する資料 を提出すること。	・製造過程における情報セキュリティ管理体制や管 理手順等が記載された書類の提出	
							中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
							高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
UP	利用者保護	UP-1 情報セキュリ ティ水準低下 の防止	UP-1-1 情報セキュリ ティ水準低下 の防止	A	利用者が情報システム によって提供されるア プリケーションプログ ラムやウェブコンテン ツ等を利用する際に、 利用者の情報セキュリ ティ水準の低下を招か ないよう対策を行うこ と。	(特になし)	政府機関が提供するアプリケーション プログラムやウェブコンテンツ等を利用す ることによって、利用者の情報セキュリ ティ水準が低下し、不正プログラムへの 感染等が発生する。	低位	利用者の情報セキュリティ水準が維持さ れることで、不正プログラム等への感染 を防止することができる。	情報システムの 利用者の情報セキュリティ水準 を低下させないように 配慮した上でアプリー ケーションプログラムやウェブコンテンツ等を提供 すること。	・実行プログラム形式(拡張子が「.exe」等で終わ るもの)でのコンテンツ提供の禁止 ・サポート期限が切れた、又は情報システムの提供 期間中にサポート期限が切れる予定にあるバージ ョンのOSやソフトウェア等の利用を前提とすること の禁止 ・複数のウェブブラウザで動作するよう設計・構築 ・政府ドメイン名(.go.jpで終わるドメイン名)の 利用	
								中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
								高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)
	UP-2 プライバシー 保護	UP-2-1 プライバシー 保護	A	情報システムの利用者 に関する情報が本人の 意思に反して第三者に 提供されないよう対策 を行うこと。	(特になし)	情報システムにアクセスする利用者のア クセス履歴、入力情報等を当該利用者が 意図しない形で第三者に送信することによ って、利用者のプライバシーを侵害す る。	低位	利用者のアクセス履歴、入力情報等が第 三者に送信されないことで、利用者のプ ライバシーを保護することができる。	情報システムにアクセスする 利用者のアクセス 履歴、入力情報等を当該利用者が意図しない形 で第三者に送信されない ようにすること。	・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的に アクセスが発生する機能が仕様に反して組み込ま れていないことを検証 ・府省庁外のウェブサイト等のサーバへ自動的に アクセスが発生する機能を含める場合は、当該府 省庁外へのアクセスが情報セキュリティ上安全な ものであることを検証 ・本来のサービス提供に必要なない府省庁外への アクセスを自動的に発生させる機能の禁止		
							中位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	
							高位	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	(↑ 同様)	

【目的】

- ・対策要件を満たす対策を実施することの目的

【実施レベル選定の考え方】

- ・中位レベル及び高位レベルの対策要件があり得る場合の選定の考え方

【仕様記載時の注意事項】

- ・調達する情報システムの特性に応じて調達仕様書の記載内容を具体化するべき事項

【想定脅威】

- ・対策要件の各実施レベルにおいて想定され解決を試みようとする脅威の内容

【対策の効果】

- ・各実施レベルの対策要件に対応する対策を実施した場合に得られる効果

【仕様書記載例】

- ・各実施レベルの対策要件に対応する仕様書の記載例
- ・記載例中の【 】は、仕様書記載時に具体化するべき箇所

【対策の提案例】

- ・各実施レベルの対策要件に対して想定される一般的な対策の提案例(実現例)
- ・対策の提案例のレベル分けを行わない場合には「(↑ 同様)」とし、下位に一括記載
- ・列挙されたすべての提案例を必ずしもすべて実現する必要はない
- ・実施レベル毎に対策の提案例を記載しているが、上位の実施レベルを選択する場合は、同一対策要件の下位の対策の提案例も参照すること。

※対策は「想定する脅威の具体的内容」等に強く依存するため、対策の提案例をレベル分けせずに低位に一括記載している場合がある。